

京都府電子納品ガイドライン（土木工事）  
（案）

令和4年3月  
京都府建設交通部

# 目 次

1. 京都府電子納品ガイドライン（土木工事）の取り扱い	1
2. 電子納品の定義	2
2.1 電子納品の定義	2
2.2 準拠する要領・基準	2
3. 工事完成図書の電子納品	3
3.1 電子納品の対象範囲及びファイル形式	3
3.2 完成図書の提出	4
3.3 成果の提出時期	5
3.4 事前協議・指示事項	7
3.5 書類検査について	12
4.運用上の注意事項	14

## 1. 京都府電子納品ガイドライン（土木工事）の取り扱い

本ガイドラインは、電子納品の実施案件に関する京都府としての運用をとりまとめたものである。本ガイドラインでは、国土交通省策定の各電子納品要領等（以下、国要領とする）を補完し、受発注者間における事前協議の内容やデータ作成の取り決め等、本府における電子納品を円滑に実施するための特記事項をとりまとめた。

なお、電子納品の進展に応じて、本ガイドラインの見直しを順次図っていく予定である。

また、国土交通省との取扱いに差違がある代表的な事項は、次のとおりとなっている。

表 1 京都府と国土交通省における取扱いの差違

項 目	取扱い		定められてい る国要領	京都府における 目的等
	京都府	国土交通省		
成果品の管理ファイル (INDEX_C.XML)	管理項目「予備」に独自の「契約番号」を記入する。			将来、他システムと連携する際に必要となるため。
工事完成図書納品書	作成及び提出の義務付け	なし		工事完成図書の把握
CADデータファイル形式	SXF (SFC) SXF (SFZ) SXF (P21) SXF (P2Z)	SXF (P21) SXF (P2Z)	CAD 製図基準	データ容量の縮減 SFZ、P21、P2Z も使用可とする。
電子化が非効率な資料	電子納品の対象外	協議事項	電子納品要領	受注者の負担軽減
写真管理ファイルに記入する写真管理項目	大分類が「工事」の場合、電子媒体に格納する「撮影頻度写真」全てに、写真区分、工種、種別、細別を記入する。	大分類が「工事」で「提出頻度写真」でない場合は、写真区分、工種、種別、細別の記入は不要とするが、任意記入も可とする。	デジタル写真管理情報基準	「提出頻度写真」は枚数が少なく、それ以外の写真の管理項目も記入しないと管理が困難であるため
完成図書部数	CD-R または DVD-R 2部 紙成果 1部	CD-R または DVD-R 2部	特記仕様書	検査時間の短縮 受注者の社内検査時間短縮
検査	PC の操作は受注者が行う。	なし		検査時間の短縮 受注者の負担軽減

## 2. 電子納品の定義

### 2.1 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいう。本ガイドラインでいう電子データとは、国要領に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとする。

### 2.2 準拠する要領・基準

本府における電子納品の実施にあたっては、表2に示す国要領等に準拠し、完成図書の作成及び電子納品を行うものとする。

なお、電気通信設備・機械設備工事・官庁営繕事業・港湾事業に関する業務を実施する場合は、発注者と電子納品の方法等を協議するものとする。

国要領は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページより入手することが可能である。

表2 国要領

国要領	発行月	摘要	入手先
工事完成図書の電子納品等要領	H31. 3	工事完成図書の電子納品全体に関する要領	国土交通省国土技術政策総合研究所
地質・土質調査成果 電子納品要領	H28. 10	地質調査結果を電子化する際の要領	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a>
CAD製図基準	H29. 3	電子図面等を作成する際の基準	
デジタル写真管理情報基準	H28. 3	電子写真を作成する際の基準	
電子納品等運用ガイドライン 【土木工事編】	H31. 3	土木工事の電子納品全体に関する運用	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	H29. 3	電子図面等を作成する際の運用	

### 3. 工事完成図書の電子納品

#### 3.1 電子納品の対象範囲及びファイル形式

京都府では、電子納品の対象工事を段階的に拡大するとともに、対象となる各資料についても段階的に拡大する予定である。(京都府CALIS/EC導入計画及び電子納品実施マニュアル参照)

よって、各工事における対象範囲は、電子納品実施マニュアルに基づき、事前協議時に受発注者で協議の上、決定するものとする。

なお、各書類を電子納品する場合のファイル形式やフォルダ名称等は、表3のとおりとする。

表3 各書類とファイル形式やフォルダの名称等

国要領等	電子納品対象書類	ファイル形式	フォルダ名称	策定
協議事項	工事完成図書納品書 (注1)	DOC、DOCX	OTHERS/ORG	
工事完成図書の 電子納品要領	施工計画書	DOC、DOCX	PLAN/ORG	H31.3
	工事打合せ簿類等 ・工事打合せ簿 ・材料承諾願 ・段階確認書 ・出来形管理報告書 ・品質管理報告書その他	JTD、JTDC XLS、XLSX PDF (注2) (注4) (注5)	MEET/ORG	
	i-Construction関連	LandXML、IFC オリジナルファイル	ICON	
地質・土質調査成果 電子納品要領	ボーリング交換用データ	XML	BORING/DATA	H28.10
	電子柱状図	PDF	BORING/LOG	
	電子簡略柱状図	SXF (SFC) SXF (SFZ) SXF (P21) SXF (P2Z)	BORING/DRA	
	コア写真	JPG	BORING/PIC	
	土質試験及び地盤調査 ・電子土質試験結果一覧表	PDF	BORING/TEST	
	・土質試験結果一覧表データ ・電子データシート ・データシート交換用データ ・デジタル試料供試体写真	XML PDF XML JPG	BORING/TEST BORING/TEST BORING/TEST BORING/TEST	

デジタル写真 管理情報基準	工事写真	JPG	PHOTO/PIC	H28.3
	参考図	JPG, TIF, (PDF) (注6)	PHOTO/DRA	
CAD製図基準	発注図 (注3)	SXF (SFC)	DRAWINGS	H29.3
	完成(出来形)図(注3)	SXF (SFZ)	DRAWINGF	
		SXF (P21) SXF (P2Z)		

(注1) 工事完成図書納品書は、京都府が独自で定めるものである。

なお、工事完成図書納品書はファイル名を「STATEnn.DOC」もしくは「STATEnn.DOCX」として、OTHRsフォルダに格納すること。

(注2) 国要領では、書類ファイルについて、『オリジナルファイル形式は監督職員と協議の上決定する。』となっているが、京都府では、原則、JTD (一太郎形式)・DOC (ワード形式)・XLS (エクセル形式) の3形式とし、それ以外の場合は、PDFに変換するものとする。なお電子納品要領H31.3では、4文字拡張子にも対応しているため、JTDC (一太郎形式)・DOCX (ワード形式)・XLSX (エクセル形式) も使用可能とする。

(注3) 発注者側が電子データを提供した場合のみとする。

(注4) 工事打合せ簿を「届出」で作成した場合、打合せ簿管理ファイルの[打合せ簿種類]には、「提出」を記入すること。

また、工事打合せ簿を「その他」で作成した場合、打合せ簿管理ファイルの[打合せ簿種類]には、記入規則で定められている7つの発議項目に近い内容を選択して記入すること。

(注5) 出来形・品質管理資料は、工事打合せ簿(提出)の添付資料として扱うこと。

(注6) 参考図ファイルをPDFで納品する場合は、監督員の承諾を得ること。

### 3.2 完成図書の提出

完成図書について、従来通り紙媒体を1部提出するとともに、電子納品成果は、CD-RまたはDVD-R (一度しか書き込みができないもの) に納めた電子データを2部提出することとする。なお、BD-Rによる納品も協議により認められた場合は、可能とする。BD-Rにデータを記録する(パソコンを使って記録する)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF2.6とする。

ただし、紙媒体の写真については、写真管理基準における概要版(提出頻度に合わせた)のみで良い。

▼当面の間は、電子媒体は副版として位置づけ、従来方式の「紙」による完成図書を提出するものとする。

なお、紙媒体については、社内検査によるメモ書き等が残っていても可とする。

▼納品された電子媒体(CD-RまたはDVD-R)は、下記により保管管理を行う。

- ・電子完成図書(正・副)は、各公所にて保管管理する。
- ・データは、必ず京都府電子納品保管管理システムへ登録する。

▼CD-Rのフォーマットは、「国要領」に従い、Jolietを原則とする。

▼DVD-Rのフォーマットは、「国要領」に従い、UDF (UDF Bridge) とする。

▼CD-RまたはDVD-Rには、以下の情報を記載する。

なお、情報の記載には、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの（シール）の貼り付けは認めない。

- ・CORINS登録番号、工事番号、契約番号
- ・何枚目／総枚数
- ・工事名称、工事箇所地名
- ・作成年月
- ・発注者名、受注者名
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式
- ・受発注者担当のサイン（油性フェルトペン）



### 3.3 成果の提出時期

検査時は仮成果（CD-R もしくは DVD-R とし、フラッシュメモリ等は不可とする）により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を次頁に示す「工事完成図書納品書」と共に提出すること。なお、「工事完成図書納品書」も電子納品の対象であり、「STATEnn.DOC」もしくは「STATEnn.DOCX」として OTHERS フォルダに格納すること。

# 工事完成図書納品書（電子媒体含む）

令和 年 月 日

（主任監督員等） 様

受注者（住所）  
（会社名）  
（現場代理人氏名）

下記のとおり、工事完成図書を納品します。

記

工事名称：

工事番号：

CORINS登録番号：

提出図書：別添「完成図書一覧表」のとおり

納品理由：

理由例) 1.完成のため

2..発注者から完成図書の〇〇〇〇に不備の指摘があったため



### 3.4 事前協議・指示事項

工事着手時には、工事施工期間中における混乱を避けるため、国要領の内容を熟知すると共に、以下の項目について受発注者間で事前に協議し、協議結果を事前協議チェックシート（以下、チェックシートとする）に取りまとめ、合意を図るものとする。

- (1) 工事の管理項目
- (2) 書類作成ソフトウェア
- (3) 電子化が非効率な書類等の取り扱い
- (4) 図面ファイルの取り扱い
- (5) 写真ファイルの取り扱い
- (6) 写真管理ファイル（PHOTO.XML）に記入する写真管理項目
- (7) i-Construction関連データの取り扱い

国要領は、電子納品に係る全ての事項を規定しているものではなく、受発注者間で取り決めるべき事項がある。また、受発注者双方ともに工事実施中における混乱を招く恐れがあるため、本ガイドラインでは、事前協議事項を別添のチェックシートによって確認しながら進めるものとする。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、施工計画書の付属資料として提出するものとする。

#### (1) 工事の管理項目

完成図書の電子媒体に格納する工事管理ファイル（INDEX\_C.XML）※に記入する管理項目の内、「工事番号」及び「受注者コード」については、工事着手にあたって発注者が指示する。（発注者は、チェックシートに工事番号等を記入してから受注者と事前協議を実施する。）

##### 1) 工事番号

発注機関毎に固有の番号として発注機関の指示に従い記入する。

京都府における工事番号は、『京〇〇道改1第〇〇〇〇〇〇号の1の1』（CD-Rへの記載は、これを記載すること）といったものであるが、工事管理ファイルに記入する工事番号（XML用）は、半角英数字となっているため、公所番号（半角2桁）＋年度（半角2桁）＋事業目コード（半角3桁）＋箇所決定番号（半角6桁）＋種別番号（半角2桁、工事は01）＋枝番（半角2桁）とする。

なお、複数番号がある場合は、代表的な番号を一つとする。

また、数字は全て半角とする。

例 12210560488010101

##### 2) 受注者コード

工事管理項目のうち、受注者情報の「受注者コード」については、発注者が定めるところによる受注者のコード番号であり、発注機関の指示に従い記入する。

京都府においては、大臣知事コード（半角2桁）＋建設業許可番号（半角5桁）とする。

例 26〇〇〇〇〇

なお、共同企業体の場合は、構成している受注者の前述番号を繰り返し記入するものとする。

例 26 〇〇〇〇〇 26 〇〇〇〇〇 (2社の場合は14桁、3社の場合は21桁)

### 3) 契約番号 (予備)

工事管理項目のうち、「予備」については、将来保管管理と他システムとの連携等に必要となる契約番号を独自に追加する。

なお、契約番号は、公所番号+施工番号(発注者が使用している事業執行支援システムが起工時に発番する番号)とする。

例 05417740001

また、公所番号については次のとおりとする。

表4 公所番号

公所名	旧公所	番号
本庁		00
京都	京都	01
乙訓	乙訓	02
山城北	宇治、田辺	03
山城南	木津	04
南丹	周山、亀岡、園部	05
中丹東	綾部、舞鶴	06
中丹西	福知山	07
丹後	宮津、峰山	08
大野ダム	大野ダム	11
港湾	港湾	12
その他		99

<参考> 流域下水道事務所「13」、府営水道事務所「14」、道路公社「15」、  
京都技術サポートセンター「16」

### ※【参考 INDEX\_C.XML記入例】

XMLフォーマットデータは、電子納品作成支援ソフト等を使用して作成することができる。XMLフォーマットデータの例を参考に示す。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "INDE_C06.DTD">
<constdata DTD_version="06">
<基礎情報>
  <メディア番号>1</メディア番号>
  <メディア総枚数>1</メディア総枚数>
  <適用要領基準>土木 201903-01</適用要領基準>
  <発注図フォルダ名>DRAWINGS</発注図フォルダ名>
  <特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGS/SPEC</特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>
```

<施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>

<施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>

<打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>

<打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>

<写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>

<工事完成図フォルダ名>DRAWINGF</工事完成図フォルダ名>

<台帳フォルダ名>REGISTER</台帳フォルダ名>

<台帳オリジナルファイルフォルダ情報>

<台帳オリジナルファイルフォルダ名>REGISTER/ORG001</台帳オリジナルファイルフォルダ名>

<台帳オリジナルファイルフォルダ日本語名>〇〇施設基本データ</台帳オリジナルファイルフォルダ日本語名>

</台帳オリジナルファイルフォルダ情報>

<地質データフォルダ名>BORING</地質データフォルダ名>

<その他フォルダ名>OTHR</その他フォルダ名>

<その他オリジナルファイルフォルダ情報>

<その他オリジナルファイルフォルダ名>OTHR/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ名>

<その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>工事完成図書納品書</その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>

</その他オリジナルファイルフォルダ情報>

</基礎情報>

<工事件名等>

<発注年度>2021</発注年度>

<工事番号>12210560488010101</工事番号>

←発注者指示

<工事名称>地方港湾久美浜港公有地造成護岸等整備工事</工事名称>

←発注者指示

<工事実績システム登録番号>12345678K</工事実績システム登録番号>

<工事分野>海岸</工事分野>

<工事業種>土木一式工事</工事業種>

<工種-工法型式>

<工種>護岸工事</工種>

<工法型式>護岸工</工法型式>

</工種-工法型式>

<工種-工法型式>

<工種>海岸構造物工事</工種>

<工法型式>海岸構造物工</工法型式>

</工種-工法型式>

<住所情報>

<住所コード>26212</住所コード>

<住所>京都府京丹後市久美浜町〇〇〇〇</住所>

</住所情報>

<工期開始日>2021-04-19</工期開始日>

<工期終了日>2021-10-10</工期終了日>

<工事内容>基礎捨石工 811m3、海岸コンクリートブロック製作 793 個、海岸コンクリートブロック据付 284 個、裏込

3551m3 工</工事内容>

</工事件名等>

<場所情報>

<測地系>02</測地系>

<水系-路線情報>

<対象水系路線名>久美浜港</対象水系路線名>

</水系-路線情報>

<境界座標情報>

<西側境界座標経度>1345405</西側境界座標経度> ← <https://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

<東側境界座標経度>1345415</東側境界座標経度>

<北側境界座標緯度>0353624</北側境界座標緯度>

<南側境界座標緯度>0353623</南側境界座標緯度>

</境界座標情報>

</場所情報>

<施設情報>

<施設コード>5203</施設コード>

<施設名称>地方港湾久美浜港</施設名称>

<測地系>02</測地系>

<緯度経度>

<施設情報緯度>0353624</施設情報緯度>

<施設情報経度>1345410</施設情報経度>

</緯度経度>

</施設情報>

<発注者情報>

<発注者-大分類>京都府</発注者-大分類>

←コリンズ

<発注者-中分類>(土木事務所(広域振興局建設部))</発注者-中分類>

<発注者-小分類>〇〇土木事務所(〇〇広域振興局建設部)</発注者-小分類>

<発注者コード>32608000</発注者コード>

</発注者情報>

<受注者情報>

<受注者名>〇〇〇建設(株)</受注者名>

<受注者コード>2608000</受注者コード>

←発注者指示

</受注者情報>

<予備>12417740001</予備>

←発注者指示

<ソフトメーカー用 TAG>〇〇〇〇(国交省設計版) Ver 〇.〇〇</ソフトメーカー用 TAG>

</constdata>

## (2) 書類作成ソフトウェア

工事着手時に、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、その結果を事前協議チェックシートに記入の上、書類データを作成するものとする。

## (3) 電子化が非効率な書類等の取り扱い

スキャニングが必要な次の資料等については、電子納品の対象としない。

- ・品質証明書、専用ソフトで作成された品質試験結果
- ・ミルシート
- ・カタログ
- ・見本等

## (4) 図面ファイルの取り扱い

図面の作成については、「CAD 製図基準」に基づいてCAD データを作成し、納品することを基本とする。

### 1) CADデータ交換フォーマット

本府においてはSXF (SFC) 形式による納品を基本とするが、国要領で採用しているSXF (SFZ)、SXF (P21)、SXF (P2Z) も使用可能とする。

### 2) フォルダ

- ・「DRAWINGS」フォルダ

発注図面、発注者が提供した設計図面を格納する。設計変更を行った図面は、最終変更図面を格納する。

- ・「DRAWINGF」フォルダ

設計図書に従い作成した出来形図を格納する。出来形図の作成については、発注図面を加工して作成するものとし、発注図面のCADデータが発注者から提供できない場合は、従来通り紙での納品とする。

また、展開図等、数量計算用の図面は、工事打合せ簿としてMEETフォルダに格納するものとする。その場合のデータ形式は、SXF (SFC) もしくはSXF (SFZ)、SXF (P21)、SXF (P2Z) とする。

(CAD製図基準に基づく必要はない。)

### 3) ファイル名

CADデータのファイル名は、文字数合計で64文字以下で、以下の原則に従うものとしている。

CADデータのファイル命名規則； □□□○■○○▲-△△…△△. 拡張子

□□□ 半角英数字3文字：図面番号 (001～999)

○ 半角英数字1文字：ライフサイクル (S、D、C、M)

■ 半角英数字1文字：整理番号 (0～9、A～Z)

○○ 半角英数字2文字：図面種類 (Ex、平面図PL)

▲ 半角英数字1文字：改訂履歴 (0～9、A～Y、最終はZとする)

-△△…△△ 全角文字・半角英数字大文字 (52文字以内)：ユーザ一定義領域

上記のうち、■整理番号については、次のとおりとする。

発注図面 当初 0

第1回変更 1

第2回変更 2

第n回変更 N

出来形図 Y

### (5) 写真ファイルの取り扱い

工事写真等の完成図書は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成するものとする。

デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 100～300万画素(1,200×900程度～2,000×1,500程度)程度を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。

また、記録形式はJPEG とし、圧縮率(撮影モード)については、最高画質(圧縮率が最も低いモード)を基本とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。

なお、夜間工事、トンネル内工事等については、監督員と協議の上、電子納品の対象とするか協議すること。

また、写真データは、フィルムをデジタル写真に取り込む場合も同じ取扱いとする。

### (6) 写真管理ファイル (PHOTO.XML) に記入する写真管理項目

国のデジタル写真管理情報基準H28/3では、「大分類が「工事」で、提出頻度写真でない場合は、写真区分、工種、種別、細別の記入は不要とするが、任意記入も可とする。」とされているが、京都府においては、大分類が「工事」の場合は、電子媒体に格納する「撮影頻度写真」全てに、写真区分、工種、種別、細別の管理項目を記入するものとする。

### (7) i-Construction関連データの取り扱い

i-Construction関連のデータについては、京都府建設交通部策定の「京都府ICT活用工事選定フロー(案)」「ICT活用工事の推進に関する試行方針(案)」「ICT活用工事に関する試行要領(案)」「ICT活用工事の手引き(案)」に基づいて作成されたデータを格納するものとする。

## 3.5 書類検査について

完成図書の書類検査は、電子データで検査を行うことを原則とするが、紙媒体による検査についても補完として実施する。

なお、検査時は仮成果(CD-R または DVD-R とし、フラッシュメモリ等は不可とする。)で行うものとし、検査完了後、電子媒体での提出を受けるものとする。

### (1) 仮成果のチェック

完成図書の書類検査前までに、受注者及び監督職員は、電子完成図書が京都府策定の京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)(令和4年3月)等に沿って作成されているか次のチェックを行う。

#### ▼ ウィルスチェック

アンチウイルスソフトによる電子完成図書に保存されているファイルのウィルスチェック

#### ▼ XML ファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府策定の京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）（令和4年3月）等に基づいているかをチェック

【参考】国土交通省「電子納品チェックシステム」

[http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

なお、次のエラーについては、問題ないものとして取り扱うこととする。

- ・協議事項に伴うエラー
- ・CAD レイヤーに関するエラー（SXF（SFC）、SXF（SFZ）はチェック出来ないため）

異常が認められた場合は、発注者は、受注者へチェックシステムが出力するエラーリスト等をもとに指示するとともに電子完成図書を返却する。

受注者は、速やかに不備を修正して再度提出を行うものとする。

## (2) 電子検査を行う場合の範囲

検査時における書類等の閲覧は、受注者が使用した電子納品支援ソフトのビューワーを使用するものとし、操作も原則、受注者が行うものとする。

特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。

## (3) 本成果の提出

受注者は、検査時に修正等の指示があれば速やかに修正を行った上で、工事完成図書納品書と共に電子媒体2部、紙媒体1部を提出するものとする。

## (4) 本成果のチェック

本成果のチェックは、発注者側で電子完成図書の保管及び登録を前提に、次のチェックを行うものとする。異常が認められた場合は受注者へ電子完成図書を返却する。

### ▼ウィルスチェック

アンチウィルスソフトによる電子完成図書に保存されているファイルのウィルスチェック

### ▼XMLファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府策定の京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）（令和4年3月）等に基づいているかをチェック

## 4. 運用上の注意事項

### (1) 工事施工中の書類の取り扱い

受注者は、機器の故障、盗難、災害等により、電子データの消失等に注意するとともに、バックアップ等の安全管理を適切に行うこと。

### (2) 問い合わせ連絡先

工事を受注している場合は、工事の監督職員に問い合わせてください。

工事を受注していない場合等は、京都府建設交通部指導検査課に問い合わせてください。

京都府建設交通部指導検査課指導係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-5227(直通) FAX 075-414-5183